

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分: b グリーン調達)

(取得区分: 1 委員会報告情報)

### **1) 件名**

- ・ 緑色製品（グリーン製品）標識使用管理弁法の公布

### **2) 内容**

- ・ 2019年5月7日、中国の市場監督管理総局から「緑色製品（グリーン製品）標識使用管理弁法」が公布された。
- ・ 緑色製品標識の適用範囲は以下の3つとなる。
  - 認証活動1：グリーン製品認証目録に組み入れられた製品
  - 認証活動2：資源、エネルギー、環境、品質、エコロジー属性（有害物質使用制限等）等の認証活動
  - 自己適合声明等の合格評定活動
- ・ 緑色製品標識（マーク）は、上記活動ごとに様式が異なる。緑色製品標識を使用する場合は、情報プラットフォーム上で製品及び企業情報、認証方式等を報告しなければならない。

### **3) SEAJ コメント**

- ・ 緑色製品標識使用管理弁法に関する対応は、各社の判断で行って下さい。

### **4) 添付情報・資料**

- ・ なし

### **5) 関連情報**

- ・ 緑色製品標識使用管理弁法公布の URL  
[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190507\\_293448.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190507_293448.html)

### **6) その他**

- ・ なし